

## 鳥取市議会総務企画委員会会議録

会議年月日	令和3年3月12日（月曜日）		
開 会	午前9時58分	閉 会	午後3時31分
場 所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出席委員 （8名）	委員長 吉野 恭介 副委員長 伊藤 幾子 委 員 加嶋 辰史、石田憲太郎、星見 健蔵、横山 明 秋山 智博、砂田 典男		
欠席委員	なし		
委員外議員	なし		
事務局職員	議事係長 毛利 元 調査係主事 井上 裕介		
出席説明員	<p><b>【総務部】</b></p> <p>総務部長 浅井 俊彦 次長兼総務課長 富山 茂          総務課公文書管理室長 有元 薫治 課長補佐兼行政係長 蔵増 彩          次長兼行財政改革課長 河口 正博 行財政改革課課長補佐 宮崎 学          次長兼職員課長 塩谷 範夫 職員課課長補佐 藤田 浩一          総務部次長兼検査契約課長 下田 俊介 検査契約課課長補佐 河上 昌輝          財産経営課長 一村 泰志 財産経営課課長補佐 中村 和範          資産活用推進課長 戸田 昭弘 資産活用推進課課長補佐 福井 一朗</p> <p><b>【総務部 税務・債権管理局】</b></p> <p>税務・債権管理局長兼市民税課長 坂本 宏仁 次長兼収納推進課長 吉田 彰克          収納推進課課長補佐 池原 章博 固定資産税課長 馬場 睦雄          固定資産税課課長補佐 山本 泰史 市民税課課長補佐 谷本 泰志</p> <p><b>【総務部 人権政策局】</b></p> <p>人権政策局長兼人権推進課長 武田 敏男 人権推進課課長補佐 太田奈津美          男女共同参画課長 池上 朱美 男女共同参画課課長補佐 山根 径          中央人権福祉センター所長 川口 寿弘 男女共同参画センター所長 安本 哲哉</p> <p><b>【危機管理部】</b></p> <p>危機管理部長 乾 秀樹 危機管理課長 横尾 賢二          危機管理課参事 岸本 誠 危機管理課課長補佐 太田 瑞穂</p> <p><b>【企画推進部】</b></p> <p>企画推進部長 高橋 義幸 企画推進部経営統轄監 河井登志夫          次長兼政策企画課長 渡邊 大輔 政策企画課課長補佐 平田 政志</p>		

	政策企画課創生戦略室長 上田 貴洋 秘書課長 山根康子郎 秘書課課長補佐 田川 新一 秘書課広報室長 中島 辰哉 文化交流課長 福山 博俊 文化交流課課長補佐 小清水晃子 情報政策課長 山根 寿彦 情報政策課課長補佐 松田 仁史 情報政策課課長補佐 田渕 聡 【監査委員事務局】 事務局 局長 大田 斉之 事務局次長 安本 里美 局長補佐 富田 久人 【選挙管理委員会事務局】 事務局 局長 鈴木 敏 事務局次長 小嶋 宏 【出納室】 会計管理者 高橋 徹 出納室室長補佐 井上 拓也 【市議会事務局】 事務局 局長 森山 武 事務局次長 富田 恵子
傍聴者	なし
会議に付した事件	別紙のとおり

午前9時58分 開会

【総務部・危機管理部】

◆吉野恭介委員長 皆さん、おはようございます。

（ ） おはようございます。

◆吉野恭介委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。本日の日程でございますが、総務部・危機管理部、企画推進部、各種委員会等の順で、先議以外の審査、報告、令和3年度当初予算の質疑を行います。

令和3年度当初予算につきましては、予算審査特別委員会での審査となっておりますので、委員長の宣告により、配付のレジュメのとおり、総務企画委員会と予算審査特別委員会総務企画分科会の切替えを行いますので、御承知おきください。なお、質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いいたします。

それでは、まず、浅井総務部長に御挨拶をいただきたいと思います。

○浅井俊彦総務部長 委員長。

◆吉野恭介委員長 浅井総務部長。

○浅井俊彦総務部長 はい。総務部長、浅井でございます。本日は、総務企画委員の皆様、御審議のほう、よろしく御願い申し上げます。2月の26日の本委員会で御説明申し上げました議案が6つということになっております。このうち、包括外部監査契約の締結につきましては、昨

日の総括質疑でも御説明申し上げましたが、契約締結に係る部分については、総務課のほうで担当させていただいておりますので、本委員会のほうで御審議いただくものです。

その後は、これもまた、昨日の総括質疑で、ふるさと納税の関係で、新たな取組といったような御質問も頂きましたけれども、企業版ふるさと納税の募集につきまして、改めて資料をもちまして、御説明申し上げますので、どうぞ御審議のほうよろしく願いいたします。

◆吉野恭介委員長 それでは、早速、議案審査に入ります。先議分以外につきましては、前回の委員会で御説明をいただいております。

議案第44号鳥取市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について  
（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 議案第44号鳥取市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。  
石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。すみません、ちょっと1点だけ確認といたしますか、お聞きしたいのが、研修室のこの使用料の改定の1時間単位でっていうところの中で、御説明、前回あったのか、聞き逃したのか分かりませんが、午前中の9時～午後6時だったものが午後5時になって、ここが1時間変わってるところの、ちょっと御説明いただきたいと思います。

○池上朱美男女共同参画課長 はい、委員長。

◆吉野恭介委員長 池上課長。

○池上朱美男女共同参画課長 はい。男女共同参画課の池上です。今、お尋ねの午前9時～午後5時までという、今までのブロック単位のとくに、そういったブロック単位での利用があったものが、6時ということで、昼間と夜間ということで分けてあるというようなことの御質問でよろしいでしょうか。はい。これにつきましては、センターの基本的な開館時間というのは5時までということで、5時以降が時間外となるということで是正をしたものです。1時間単位の、夜間、6時からというのを5時にしたというのは、そういったような理由で変更しております。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。はい、石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。多分、そうだろうと思いますけども、従来、6時までが310円だったんですかね。だから、その5時～6時までの1時間っていうのが、多少ではありますけども、若干料金が変わってくるっていうところの中で、その辺りについても、しっかり認識していただかないといけないだろうなというふうに思いますので、よろしく願いします。確認させていただいたところですが、はい。

◆吉野恭介委員長 そのほかはございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 なし。よろしいですか。はい。質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第44号鳥取市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について採決をいたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

◆吉野恭介委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第46号職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 次に、議案第46号職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についての質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第46号職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

◆吉野恭介委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第47号鳥取市行政財産使用料条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 続いて、議案第47号鳥取市行政財産使用料条例の一部改正についての質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。はい。質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第47号鳥取市行政財産使用料条例の一部改正についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第58号鳥取市被災者住宅再建等支援条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 次に、議案第58号鳥取市被災者住宅再建等支援条例の一部改正についての質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。よろしいですか。

◆吉野恭介委員長 はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 すみません、前回説明していただいたんですけども、国のほうが制度を変えられて、それで、それに伴って、県も変えるっていうか、拡充ですね、制度を拡充するという事になって、大体、県と市町村と一緒に、たしか基金を積んで、それを財源にしてる制度だと思うんですけども、これまで国の対象になってなかったところを、ちょっと細分化して、新たに支援ができると。それで、ちょっと私の理解で、国が、中規模半壊で30%以上だったら、建設の場合は、最大100万円、補修の場合は、最大50万っていう制度を設けて、それで、県と市町村では、結局、建設の場合は、両方の制度を利用すると、すみません、建設は200万になるんですか。補修が100万になるっていうことでいいんですかね、理解。違いますか。

○横尾賢二危機管理課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、横尾課長。

○横尾賢二危機管理課長 はい。危機管理課、横尾です。結局、今まで、県制度でこの部分はカバーしていましたが、中規模半壊というのは。このたび、国のほうで、中規模半壊というので、100万円ということが出てまいりました。これまでの県の制度も同じように100万円で助成しておりました。単純に足して200万になるのではなくって、国の制度のほうを使っていきましようということです。県制度は対象にならんといったら変ですけども、要は、その区分けが変わったと。今まで、県制度っていうのは、そもそも国が支援してくれないから、県が支援しますというスタンス、これも一緒です。ですから、その分については、区分けが変わったというふうに御理解いただいたらいいです。

◆伊藤幾子副委員長 はい。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 じゃあ、補修のほうの、国が最大50万ってしてるけれども、その、何ていうかな、残りの50万っておかしいですけど、上限が100万っていうのは、補修のほうも、県と市で合わせて50万、上限として出すから、補修であっても上限は100万だよっていう、そっちはそうですね。

○横尾賢二危機管理課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 横尾課長。

○横尾賢二危機管理課長 はい。危機管理課、横尾です。そうですね、結局、今までの県の制度と金額は変わりません、今まで県だけだったわけですけども。ですから、合計をして、県、今までの県制度と同じ金額を出しましょうという趣旨でございます。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 だから、今まで国がやってなかった部分を県制度でやってたけど、国が制度できたので、言えば、お金が、使い道が新たにつくれるっていうことで、この30万っていう制度を、一部損壊世帯の30万っていう制度が、今までなかったのが出てきたっていうことですよ。

○横尾賢二危機管理課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 横尾課長。

○横尾賢二危機管理課長 はい。危機管理課、横尾でございます。はい、そういう御理解でよろしいかと思います。

◆伊藤幾子副委員長 ありがとうございます。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。

◆伊藤幾子副委員長 はい。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほか質疑はありますか。星見委員。

◆星見健蔵委員 全壊、大規模半壊、半壊、中規模半壊、こういった段階的なその損害の状況、この辺を、どういう状況になれば、全壊と言えば倒壊とかですね、そういった形にはなるわけだけども、どの程度までが全壊で、大規模半壊はどの程度、中規模半壊はどの程度、この辺、ちょっとお聞かせいただけたらと思います。

○横尾賢二危機管理課長 はい、委員長。

◆吉野恭介委員長 横尾課長。

○横尾賢二危機管理課長 はい。危機管理課、横尾でございます。なかなかその程度というようなことを話すのはちょっと難しいところではあります。そこに損壊割合ということで、パーセンテージを示しております。実際、その災害が発生した場合に、被害認定調査という形で調査員のほうが出向きまして、例えば、水害でしたら、浸水の程度とかによって簡易的に調査する場合もございますけども、中とか外観とかを見て、どの程度部位が破損しているかということで、全体に対して、その破損部位がどれだけの割合かということをお勧めしまして、それぞれ損壊割合というのを決めて、はじき出すということになっております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 星見委員。

◆星見健蔵委員 現場を確認して、判断をというようなことですね。それで、火災なんかでいえば、天井が抜けとつても、柱が残っておれば、やっぱりその保険の対象として、損壊、全壊になるのかっていうような判断がなされるわけですね。それで、はっきり言って、家というのは、ほとんど建て替えをせないけんような、半壊とかになれば、もう全壊とみなしてもええじゃないかというような、我々は判断するわけだけども、その辺がやっぱり、その現場で、ある程度の基準の中で調査をして、判断するということになるんですね。

○横尾賢二危機管理課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 横尾課長。

○横尾賢二危機管理課長 はい。そうですね、何かその、そもそもで、そういう基準のほうは定められておまして、それに基づいて評価をやっていくというようなことでございます。大規模な地震の場合には、ある程度、簡易的な評価をするような場合もあります。審査に対して、その結果に対して不安ということであれば、2次調査というような形で、また再度調査させていただくことになります。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。

◆星見健蔵委員 はい。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほかございますか。はい。質疑なしと認めます。  
討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第58号鳥取市被災者住宅再建等支援条例の一部改正についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第63号鳥取市職員の特殊勤務手当に関する条例及び鳥取市新型コロナウイルス感染症緊急対策基金条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 次に、議案第63号鳥取市職員の特殊勤務手当に関する条例及び鳥取市新型コロナウイルス感染症緊急対策基金条例の一部改正についての質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。はい。質疑なしと認め、質疑を終結いたします。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第63号鳥取市職員の特殊勤務手当に関する条例及び鳥取市新型コロナウイルス感染症緊急対策基金条例の一部改正についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第64号包括外部監査契約の締結について（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 次に、議案第64号包括外部監査契約の締結についての質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。はい、加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい、加嶋です。お尋ねします。随意契約が予定されているわけですが、契約書というようなものには、この契約金額以外に、どのようなことが書かれているものになるのか教えてください。

◆吉野恭介委員長 富山次長。

○富山 茂総務部次長兼総務課長 はい。総務課の富山です。契約書につきましては、職務の内容とか、いつまでにこういった報告書を出さないとかという説明があります。あとは、有責問題ですね、こういったことについては、こういう、ちょっと損害賠償とかの説明ですね、一般的な、期限が遅れるときには、どれくらいのことで、損害、委託金を減ずるとかですね、そういう一般的なことが書いてあります、はい。

◆吉野恭介委員長 加嶋委員。

- ◆加嶋辰史委員 はい、加嶋です。お答えいただきました。我々は、議案書のみで審査をするとすると、その契約書の書面も確認せずで、質疑の日が、もう討論、採決するような日程にもなったりして、なかなか、このたび総括質疑で、委員の方で質問されてるのもありましたけれども、その日のうちに質疑して、その日のうちにする場合に、書類の提出も求められませんし、このたびはできませんが、次回以降等、我々総務企画委員のほうでも、こういったときに、一度契約書の提出を求めて、事前に資料を集めるだとかしてはどうかというふうに、委員側のほうに提案してみたいと思います。質疑は以上です。
- ◆吉野恭介委員長 はい。委員の皆さんに聞きたいと、委員間討議したいということですか。はい、加嶋委員。
- ◆加嶋辰史委員 はい。では、委員間討議で、砂田委員、私は、この議案で、包括外部監査契約の締結については、事前に委員ほうにも契約書の書面内容ですとか、必要な資料を提出を求めたほうがいいと思いますが、どのように思われますか。
- ◆吉野恭介委員長 はい、砂田委員。
- ◆砂田典男委員 御指名ですので。確かに、包括監査委員、行政と契約して、いろいろと調査するわけですけど、細部の数字とか、そういうなのはいろいろと突き合わせはね、チェックはされるでしょうけど、最後に、個人的な感想のどこを述べられてる部分があります。このたび、ここにも書いてありますように、ある方が、この市庁舎に文句を言う市民は誰もおりやあせんと言って、言ってますと、確かに大変ですので、ぜいたくな造りであると。我々は、そんなにぜいたくな造りを求めて市庁舎を建設したわけじゃないと思っています。これは、議員もそうですし、市役所・行政の関係者の方もそうだと思ってるんです。市庁舎に求められる最低の耐震性とか、そういうなのを含めて、この市庁舎が建設されたことだと思っています。それに対して、この個人的な意見が、こういう監査報告書に載るというのは、ちょっと私はいかがなものかなって感想は持っています。よろしいですか、そのようなことで。
- ◆吉野恭介委員長 はい、加嶋委員。
- ◆加嶋辰史委員 すみません。お答えいただきまして、ありがとうございます。このたび、たまたま同じ方が契約の相手方として出てくるんですけども、この審査日ですね、議案としては、もう議案書の、最低限の、必要最低限の情報しか出てないので、審査に必要とみなす情報を委員会のほうで決めて、求めていってはどうかなというところです。
- ◆砂田典男委員 委員長。
- ◆吉野恭介委員長 はい、砂田委員。
- ◆砂田典男委員 ちょっと執行部の方にお聞きしますが、そういう手続ってというのは、可能なことかどうかっていうのは、法律的にもどうか、その辺りいかがでしょう。
- 富山 茂総務部次長兼総務課長 はい。
- ◆吉野恭介委員長 はい、富山次長。
- 富山 茂総務部次長兼総務課長 はい。多分、加嶋議員さん言われておるのは、契約書の内容が、どういう契約で結ばれてるかっていうことを、多分、見られたいということで解釈しとり



ますけど、こういった案に契約書をするっていうことは、別に、お見せすることは可能でございます。

◆吉野恭介委員長 はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 これ、契約の始まりが今年の4月1日っていう議案なので、正式に、まだ契約なんていうのは議案が通らないとできませんから、先ほど言われたように、こんな感じっていうのは出せるということだったので、どんなイメージかなっていうことをつかむ上では、もし出していただけなのであれば、私も出していただけたらなと思います。皆さんの意見を出していただけたらと思うんですが、ちょっとそれと、前回も言ったような、どこの部で言ったか忘れましたが、その監査人さんが、どこまでのことを、何ていうのかな、言えるものなのかとか、言っているものなのかっていうのは、何か多分、縛りがないような気がするんですね。こういったことを言っただけならいみじいなような契約書には、絶対なっていないはずなんですよね、そういうことはね。だから、監査人次第なんだなっていうふうには思ってるんですけども、ただ、指摘事項と意見っていう区分がありますよね。その指摘事項については、違反してる場合は、当然、駄目ですけど、違法でないが、社会通念上適当でないと考えられる場合、指摘事項って、そういう指摘をされた場合、どういう扱いになるのかなと、ちょっとそこを教えてくださいませんか。

◆吉野恭介委員長 はい、富山次長。

○富山 茂総務部次長兼総務課長 はい。多分、今回のパターンでいいますと、いわゆる、もう契約自体が終わってしまってる内容になってしまいますので、指摘を受けても、改善の仕組みは、対象となった、監査対象になった項目つきまして、案件につきましては、改善ということではできませんが、今後、そういったことを含めて、対応していくということになると考えております。

◆伊藤幾子副委員長 はい、分かりました。

◆吉野恭介委員長 その他、委員の皆様、御意見ありませんか。よろしいですか。はい、石田委員。

◆石田憲太郎委員 すみません。ちょっと私も、同じような話になろうかと思っておりますけども、この監査報告書っていうのは、もう結構、そこに、何らかのその内容について、公平・公正と、これは、どう、いかなもんかっていうようなときに、そこに対して、何か物申したりとかいうようなことっていうのは、何か制限的なものとかいうようなことは、多分、取れないんだろうなと思うんですけど、そういうことっていうのは、例えば、もう、どういう内容だろうが、どういう表現だろうが、よっぽど法的に違反とも取れないと言えない限りは、もう全て受け入れる、そういうものなんでしょうかね。

○富山 茂総務部次長兼総務課長 はい。

◆吉野恭介委員長 富山次長。

○富山 茂総務部次長兼総務課長 はい。総務課、富山です。今回の監査結果をまとめるに当たっては、最終的に、各課と監査人さんが調整をしていきまして、私自身も、そこに今回は立ち会っております。そこで何をするかというと、いわゆる監査報告書に対する数字と、昨日も説

明、総務部長のほうで答弁いたしましたけど、いわゆる数字とか日付とかが、明らかに違ってるってことは、必ずこれはチェックいたします。あと、次に行いますのは、間違っていないかということで、いわゆる監査を受ける側と、監査人の中で、認識のずれがないか、例えば、同じことを見とるんだけど、執行部が思っということと、監査人さんが思っということが、ずれがないかっていうのを、これもチェックしていきます。それと、あとは、表現につきましては、いわゆる書きっぷりの問題なんですけど、ちょっと書き方があって、誤解を招くような表現があるっていうふうなときには、ちょっとこういうふうに書いたらどうですかというふうなことで、お願いすることがあります。

◆吉野恭介委員長 はい、石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。じゃあ、そこでは、監査人と執行部のところで、多少なりとも、その辺のやり取りはある中で、仕上げられていくってことでいいんですね。私も、やはり、昨日の上杉委員のあれもありましたし、今のお話にもありましたけれども、やっぱりこの、今回の監査との対象とした理由って、一番冒頭に、これを監査の対象としたってところの文章の中に、先ほど、砂田委員のほうからもありましたけども、確かに、大変立派な、ぜいたくな造りであるというようなことって、これは、あくまで監査人の言葉として、監査人の言葉として載ってるわけですね。冒頭に、こういう監査理由の中に、ぼおんと出てくると、何かこういう先入観でもって、これから以降の監査がなされたんじゃないかというふうな、そういう中立的な部分っていうか、そういうふうじゃなくて、少しちょっと何か偏ったような形で監査が行われたんじゃないかっていうふうを感じる方もいらっしゃるのではなかろうかというふうな、ちょっと私、感じた部分がありまして、その辺りについては、全く何も、執行部とのやり取りもない中で、もういきなり出てきたやつ、そのまま受け取らないけんのかなと思ったり、ちょっとしましたもんで、その辺りでワンクッション、そういうことが行われてるんだなというのを、今確認させていただきましたけども、ここについては、例えば、この辺りのところについては、何か感じられるとがありましたか。

◆吉野恭介委員長 富山次長。

○富山 茂総務部次長兼総務課長 はい。昨日、上杉議員さんの質疑がありまして、去年も1つありまして、今年も、冒頭のほうに、こういう一局がありましたけど、個人的な、ちょっとあれですけど、立ち会った中では、これが事実かどうか、結局、私の判断としては、これが、監査人さんが思った事実であるということでもありますので、これを否定することはできないのかなということで、特に配慮を求めたりとかはしませんでした。

○浅井俊彦総務部長 はい、委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、浅井部長。

○浅井俊彦総務部長 はい。総務部長、浅井でございます。包括外部監査ですが、昨日の総括質疑の中でも、監査委員事務局との関わり、監査委員との関わりということで御質問があったかと思えますけれども、この監査報告書の、ちょっと受理と公表に関しては、監査委員のほうで意見を付すことができるということになっておりますので、今回の件につきましては、監査委員事務局のほうにも承知をしておりますので、監査委員のほうでも、次年度以降、受理、公表

に関して、意見を付していただくような格好は、総務部のほうからもちよっとお願いといいたすか、そうした格好の対応は取らせていただきたいと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい、石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。分かりました。ぜひ、その辺りをお願いしたいと、そのように思います。

◆伊藤幾子副委員長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 この包括外部監査制度っていうのは、要は、その監査人の方が、自分たちでテーマを決めて監査をされる。当然、市民の方を選ぶわけですよね。まず、そこ。

◆吉野恭介委員長 はい、富山次長。

○富山 茂総務部次長兼総務課長 はい。総務課、富山です。外部監査人になれるのは、資格がありまして、いわゆる弁護士の資格が持とられる方、公認会計士の資格を持とられる方、あとは、監査に携わっておられた方と、税理士の方というふうなことで、一応、資格を持とられる方が監査人になること、資格を持ってないと、監査人になれないということになります。その資格を持とる方に依頼をするという形になります。

◆伊藤幾子副委員長 それは、鳥取市民でなくても。

○富山 茂総務部次長兼総務課長 市で、あっ、市民の人っていうのは、鳥取市民の方でないとなれないかっていう、その鳥取市に在住しとるかどうかっていうのは、その要件には入っておりません。

◆伊藤幾子副委員長 はい。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 その自治体に在住してるかどうかは要件に入らなくて、資格だけがそうやって規定されてるということであれば、市民の方だったら、ずっと住んどるわけなので、すごく関心事っていっぱいあるので、やっぱり、当然、自分の関心のあることをテーマに選ばれるのは、自然なことだなと思うんですね。本当に客観的に見てもらおうと思ったら、全くよその人を引っ張ってくるのが、客観的に見てもらえるのかな、テーマ選びもねって思うんですよね。私、てっきり市内在住の市民の中で、そういう資格のある人がっていうふうになんて勝手に解釈してましたから、だから、この制度を使う以上は、そのテーマを選ぶのも、その監査人さん次第だから、当然、関心を持ったテーマを選ばれるし、ちよっと自分の意見も入ったりするのも、それは止めれんっていうか、仕方がないかなっていうふうにはちよっと思ってるんですよね。ただ、この庁舎に対して、どっちの立場であれ、その表現の仕方に対して、正直、私も、えっ、そこまで言うのって思いました。それ、ほかのところでは何ぼでも言ってもらったらいえんだけど、ここにまでそういうことを言っちゃうっていうのが、正直感じたところなんですね。だから、本当に、その包括外部監査制度っていう客観性みたいなものが、1回ちよっとどういうもんのかなっていうのが、2回目でしたかね、これね、2回目か3回目ですよ。毎回、こう報告聞いて、やっぱりちよっとそこのところが、やっぱり自分自身でも、何かすっきりせんっていうか、この制度自体が何だかよく分からないです、はい。







◆伊藤幾子副委員長 はい。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほかありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。じゃあ、質疑はなしと認め、討論に入ります。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第64号包括外部監査契約の締結についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

それでは、これから少し、5分間ちょっと暫時休憩を挟みたいと思います。少々お待ちください、再開まで。

午前10時42分 休憩

午前10時50分 再開

◆吉野恭介委員長 はい。じゃあ、会議を再開いたします。

先ほどの件は、議案審査の後に、再度議論をしたいと思いますので、御承知おきください。はい。

続けて、じゃあ、報告事項に入ります。企業版ふるさと納税の募集についての説明をお願いいたします。

#### 【企業版ふるさと納税】の募集について（説明・質疑）

○戸田昭弘資産活用推進課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 戸田課長。

○戸田昭弘資産活用推進課長 はい。資産活用推進課、戸田です。資料が、企業版ふるさと納税の募集についてというA4の表裏のものになります。よろしいでしょうか。

その企業版ふるさと納税につきましては、ちょっと説明に入る前にですけれども、市政改革プランにも掲載しておりまして、取り組むこととしておる事業でございます。令和3年度より募集を始める予定で、現在、国に事業計画の認定を申請している段階でございます。3月末には、事業認可が下りる予定ということで、今動いておる状況でございます。説明に入ります。

1番の事業の概要でございます。国から事業実施計画、地域再生計画と言っておりますけれども、これの認定を受けた後、寄附の募集を開始することになります。国の計画認定が実施の大前提ということでございます。寄附を募集する事業に対しまして、鳥取市に本社が所在しない企業が寄附、これは、1回当たり10万円以上が最低の金額となりますが、これを行った場合、税額控除の特例措置がなされるというものでございます。

2番の寄附対象事業です。第2期鳥取市創生総合戦略に記載があるもので、令和3年度～6年度の4年間実施される事業が対象となります。すみません、こちらには記載しておりませんが、この対象の中から、さらに縛りがございます。対象となってくる事業が3点ございまして、1点目が、事業が新規または拡充されるもの、2番目が、特別交付税措置が当たらないもの、3点目が、個人版ふるさと納税を100%充当していないものというものが対象となってきます。ですので、かなり事業が絞られてくる、寄附を受け入れる事業が、かなり絞られてくるということになってまいります。

3つ目の企業版ふるさと納税制度の仕組みですが、民間企業が企業版ふるさと納税として寄附を行った場合、法人関係税について、通常の損金算入措置に加えまして、税額控除の特例措置がなされます。その図に描いてございますように、例えば、寄附額10万円ですと、そのうちの3割が損金算入され、そのうちの6割が税額控除ということで、全部で9割の軽減措置が受けられまして、企業の実質負担は1割とするということでございます。税額控除の対象となりますのは、その下に書いてあります3つの法人関係税でございます。

4番目として、今後のスケジュールでございますけれども、先ほどから申し上げておりますが、3月末には計画の認定が下りる予定で、4月以降、この認定が下りましたら、募集を開始してまいりたいと考えておりますが、募集に当たっては、ホームページやチラシを作成したりということや、実際に企業を回ってアピールということを考えておりまして、広報活動が大変重要となると考えております。いかに、企業に興味を持っていただくのかというところでございます。事業名も、工夫を凝らしたインパクトのあるキャッチコピー的なものといえますか、そういったもので募集をしていきたいと。例えば、普通、予算事業ですと、子育て支援事業ですとか、人口定住促進事業ですとか、そういったことになろうかと思っておりますが、そういったものではなく、さらに、何ていいますか、企業の目に留まりやすいようなコピーを考えて、募集をしていきたいというふうに考えておるところでございます。企業へのPRに当たりましては、これは、市外の企業が対象ということもございまして、大阪にございます関西事務所の協力を仰いだりですとか、あと、経済観光部のほうの支援を仰いだりだとか、そういった部署を越えての連携を図って、募集をやってまいりたいというふうに考えております。

5番として、必要経費でございます。国の認定が大前提ということでございます。令和3年度当初予算には、何ら上げてはございません。必要経費としては、そこに書いてあるような、必要最小限のものかなというところと考えておるところでございます。既決いただいた予算の中で対応させていただければというふうに考えております。

ちなみに、裏面に、これは、内閣府のホームページより抜粋したものでございます。令和元年度の山陰地区の実績ということで載せております。県内では3つの自治体、島根県では11の自治体に取り組んでおるところでございますが、実際、寄附を受け入れ始めても、実際ゼロというところもございまして、

最後に、ちなみに、全国の取組状況を申し上げます。元年度の実績で、全都道府県で実施はされていらっしゃる。自治体数としては、394の自治体で取り組まれております。これは、全部、全国の自治体におきましては、22.6%の自治体に取り組んでおるという状況でございます。



す。事業数は、令和元年度、602の事業がございました。そのうち、実際、寄附が集まっていないものが198事業ございます。およそ3割が寄附を募集しても集まらなかったという実績が出ておりますので、いかに、こちらといたしましても、PRに取り組んでいくか、そのところが重要になってくるのかなということで考えておるところでございます。説明は以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございました。御説明をいただきました。

本件について、委員の皆様から御質問等はございますか。

◆加嶋辰史委員 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 加嶋です。お尋ねします。第2期鳥取市創生総合戦略に記載はあるものということですが、創生総合戦略に具体的な施策というような形で載ってるものという解釈でよろしいでしょうか。

○戸田昭弘資産活用推進課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、戸田課長。

○戸田昭弘資産活用推進課長 はい。具体的に載っておるものでも結構でございますし、読み取れるものでも結構でございます。

◆吉野恭介委員長 加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい、加嶋です。質問を重ねます。読み取れるものであれば、住みよいまちづくりっていうような形で、例えば、この令和当初予算のほうで言うと、事業別概要書では、公共交通機関利用助成事業費、福祉部の長寿社会課がやってる、その他財源の内訳で、100%ふるさと納税基金繰入金になってる、この場合、新規でもないし、拡充でもないの、これをさらに対象者を増やすであるとか、一般財源を盛り込むというような、テクニカルな処理をすれば、この寄附対象事業としても上げれるというようなことでしょうか。あくまで、具体例の1つとして聞いてみます。

○戸田昭弘資産活用推進課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 戸田課長。

○戸田昭弘資産活用推進課長 はい。資産活用推進課、戸田です。先ほど、記載はしてありませんでしたが、3つの縛りがあるということで申し上げさせていただきました。事業が、新規または前年度からの拡充であること、そして、特別交付税措置が当たらないもの、そして、あと、個人版ふるさと納税を100%充当していないもの、これに該当するかどうかで寄附の受入れできる事業として募集をかけていくかどうかというのが決まっています。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい。お答えいただきまして、理解ができました。あと、今、当初予算の事業別概要書で言うと、現時点で当たるものが10もないように感じますので、また、例えば、この今年度の当初予算であれば、こういう事業だったら対象となるというようなものを、今日でなくてもいいので、また教えていただけたらと思います。以上です。

○戸田昭弘資産活用推進課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 戸田課長。

○戸田昭弘資産活用推進課長 はい。資産活用推進課、戸田です。補足で申し上げさせていただきます。事業の選定に当たりましては、先ほど申し上げました3点のものに該当するものとなるよう中心に、選定の作業を、こちらを再度といいますか、資産活用推進課なり、関係部署と一緒に選定して、それを募集にかけるといような作業を行ってまいるといスケジュールになります。はい、以上になります。

◆吉野恭介委員長 はい、加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 加嶋です。また別の質問に、すみません、なってしまう。ということは、創生総合戦略を担当する政策企画のほうが考えたものを、資産活用推進課が受けるというのか、同じに考えるのか、資産活用推進課が独自性を持って、ある程度こういう事業でいきたいということが言えるものなのか、今の段階で、どのような形で選定していくのか教えていただけますでしょうか。

○戸田昭弘資産活用推進課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 戸田課長。

○戸田昭弘資産活用推進課長 はい。資産活用推進課、戸田です。事業としては、こう対象となるものは全て拾うんですけども、例えば、あまりにも事業規模が小さいものでとか、そういったものについては、ちょっと外していきたいというふうに思っております。それは、結局、事業費を超えて寄附を受け入れてはならないという、こういったルールがございますので、例えば、事業費30万円のところに100万円を受け入れては、もうこれはルール違反になりますといようなこともございますので、そういったところをしっかりと、関係部署とも精査をしながら、事業選定を進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。よろしいですか。

◆加嶋辰史委員 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、そのほか。

◆石田憲太郎委員 委員長、はい。

◆吉野恭介委員長 石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。すみません、ちょっと確認、お聞きしたいのが1件だけ聞きたいです。それが、前に、戸田課長のほうからお話がありました、私もちょっとこの裏面の山陰地区の実績を見て、全くそうだなと思ったのが、一般的な何か事業名だと、本当でインパクトがないものは寄附はされていないのが一番に感じましたもので、おっしゃっておられたように、かなりそれこそ、インパクト、興味を持っていただけるような内容、また、そういう事業を検討していただきたいと思うのと、やっぱり、それがどこの企業に向かってとかいうところもみんな含めて、かなり戦略的にやっていかないと、3割は実績ゼロといようなことに、もうやはりそういうことになってしまうんじゃないかと思っておりますので、そこはしっかり検討して進めていっていただきたいなって1つ思うのと、1点、すみません、この寄附企業が、内閣府のホームページのほうには、そういう形で示されているんだと思うんですけども、これ以外の部分で、この事業に対して、こういう企業が寄附したんだとかいうような、その企業側としての何かメ

リット的なもんっていうのはあるんですかね、表に、その企業名が例えば出るようなこととか、そういうことっていうのはあるんでしょうか。

○戸田昭弘資産活用推進課長 はい、委員長。

◆吉野恭介委員長 戸田課長。

○戸田昭弘資産活用推進課長 はい。資産活用推進課、戸田です。石田委員さんがおっしゃる、心配しておられることって、かなり大事だと思っております。この企業版ふるさと納税をしていただいた企業の一番のメリットと私どもが考えておりますのは、地域貢献と、あと、企業のイメージアップというところが一番になってくるのだらうなというふうに考えております。そういたしますと、寄附をしていただいた企業を、いかに市民に向けて広報していくかというところであると思います。例えば、個人版ふるさと納税になりますと、100万円以上の寄附をされた方には、表彰状というものを渡して、感謝の念を表しておるわけでございますけれども、今回、まだちょっとその企業版ふるさと納税で、幾ら以上したら、例えば、感謝状を渡すとか、そういったことまでは、ちょっとまだ詰めておりませんが、実際に寄附を頂いた企業などは、ホームページ等で公表をさせていただきたいなというふうに思っておるところでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい、石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。分かりました。やはり、する側の企業にとっても、それなりのメリットといたしますか、多少、それこそ、見返りといいますか、そういうものは必要であろうと思しますので、その辺りも、ちょっとしっかり検討していただいて、申し上げましたけども、一応、戦略を練りながら進めていただけたらなと思います。

◆吉野恭介委員長 そのほかありますか。はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 1つ確認なんですけど、先ほど、その令和元年度で、198の事業は、結局、寄附はゼロだったって言われたんですけど、寄附がゼロの場合とか、あと、目標額みたいなものに達しなかった場合は、当然、ほかの財源で手だてを取って、その事業をやってもいいというものなのか、あくまでも、何かこういう企業版ふるさと納税のシステムに乗っかるとなれば、それが集まらなかったら、その事業そのものがやっちはいけませんよってなってるのか、それはどちらですか。

○戸田昭弘資産活用推進課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 戸田課長。

○戸田昭弘資産活用推進課長 資産活用推進課、戸田です。寄附が集まらなかったからといって、何かペナルティーがあるというものではございません。

◆伊藤幾子副委員長 はい。分かりました。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほかよろしいですか。はい。じゃあ、質疑なしということで、それでは、報告事項終わりました、総務企画委員会を終了して、予算審査特別委員会総務企画分科会を開催いたします。切替えをお願いいたします。

予算審査特別委員会総務企画分科会に切替え 午前11時9分 休憩

総務企画委員会に切替え 午後1時58分 再開

**【企画推進部】**

◆吉野恭介委員長 ただいまから、総務企画委員会を再開いたします。

まず、先議分以外の議案審査、報告、令和3年度当初予算の質疑という流れにしております。令和3年度当初予算につきましては、予算審査特別委員会での審査となっておりますので、委員長の宣告により、配付のレジユメのとおり、総務企画委員会と予算審査特別委員会総務企画分科会の切替えを行います。なお、質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いいたします。

それでは、まず、高橋企画推進部長に御挨拶をいただきたいと思っております。

○高橋義幸企画推進部長 はい。委員長。

◆吉野恭介委員長 高橋部長。

○高橋義幸企画推進部長 はい。本日、先議分以外の議案の審査、それから、分科会で当初予算の審査ということでございます。どうかよろしくをお願いいたします。

まず、先議分以外の議案審査につきましては、議案第45号鳥取市総合企画委員会条例の一部改正、また、第65号鳥取市総合計画基本構想の改定ということでございます。こちらは、総合企画委員会の定数を変更するために条例の一部を改正するもの、さらに、総合計画の基本構想を改定ということで提案をいたしているものでございます。

また、報告案件といたしまして、2点資料のほうをお配りをさせていただいております。1点目は、鳥取市多文化共生推進プランの策定についてということでございます。こちら、多文化共生社会の実現などを目的に、来年度、令和3年度から5年間の計画期間といたしまして、プランを策定するというものでございます。また、2点目といたしまして、市民会館等文化施設の在り方に関する検討について、こちらは、老朽化が進んでおります本市の文化施設について、庁内で検討を重ねてまいりました。その経過報告ということで、途中経過でございますが、報告をさせていただくというものでございます。またさらに、シティセールスの戦略で、1枚資料をつけさせていただいております。こちら、先般御説明をさせていただいたものの若干の訂正がございましたので、資料をつけさせていただいております。

また、総務企画分科会におきましては、一般会計予算、こちらのほうの審査をよろしく願いしたいと思っております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございました。

それでは、早速、議案審査に入ります。先議分以外につきましては、前回の委員会で御説明をいただいております。

**議案第45号鳥取市総合企画委員会条例の一部改正について（質疑・討論・採決）**

◆吉野恭介委員長 議案第45号鳥取市総合企画委員会条例の一部改正についての質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。今回の改正ですけれども、委員定数15人以内から20人以内にということで、改めるということの中で、内容は、表に書いてありますので分かるんですが、従来、学識経験者11人だったものが16人になる、公募委員4人というのはそのままということで、この学識経験者が5名増えるということなんですけれども、従前でありましたら、臨時委員で5名、労働、観光、国際交流、子育て、金融というような部門から臨時委員ということになっておったんですけれども、これ、この同じ5名になるんですけれども、この方が学識経験者というところの枠の中に加わるってということなのか、そうではなくって、全然、学識経験者、左の学識経験者の所属等の内容がある、この中で5人新たに増えるということなのか、ちょっとそこを聞かせてください。

○上田貴洋政策企画課創生戦略室長 はい、委員長。

◆吉野恭介委員長 上田室長。

○上田貴洋政策企画課創生戦略室長 はい。創生戦略室、上田です。御質問ありがとうございます。現在の臨時委員、御覧の先回の資料でいいますと、労働、国際交流等書いております。臨時委員ということで、その枠の中で戦略をつくるためにお願いをしていたということなんですけれども、実態としましては、上11人の学識経験者、そちらの方と、委員とすれば活動していただく内容、それから団体からお願いして出ていただいているという位置づけからしても、学識経験者と何ら変わりはないということで、今回の改正は、実態に合わせて、学識経験者16人の中に入れていただきまして、審議をお願いしたいという内容にしております。以上です。

◆吉野恭介委員長 石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。ここの改正の経緯にありますように、基本的に、恒常的なものであるということで、こういうふうな改定ということであるんですけれども、じゃあ、従来、その臨時委員として、労働・観光云々ということで、所属関係のことが書いてありますけれども、この辺りの内容のものについては、基本的に改正後のこの委員会構成の中で、この辺りのことについても十分審議をしていただける学識経験者ということで、理解をさせていただいたらいいということではないでしょうか。

○上田貴洋政策企画課創生戦略室長 委員長。

◆吉野恭介委員長 上田室長。

○上田貴洋政策企画課創生戦略室長 はい。今御意見いただきましたとおりの御理解で、間違いありません。よろしく申し上げます。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第45号鳥取市総合企画委員会条例の一部改正についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

◆吉野恭介委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 65 号鳥取市総合計画基本構想の改定について(質疑・討論・採決)

◆吉野恭介委員長 続きまして、議案第 65 号鳥取市総合計画基本構想の改定について、委員の皆様から質疑がございますか。はい、石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。すみません。まず初めに、シティセールス戦略の改定についてということで、これの修正版が、また改めて1枚物で頂いている分ですけども、ちょっと確認をさせていただきたいのが、戦略改定における見直し点、3番の部分の表の部分ですけども、その一番下段の、延べ移住者数のところですね。延べ移住者数のところ、現行の戦略が左にあって、右が改定(案)になっているんですけども、ここの対比の仕方の部分で。

◆伊藤幾子副委員長 65号と関係ないですよ。

◆吉野恭介委員長 65号。

◆石田憲太郎委員 失礼しました。はい、終了します。

◆吉野恭介委員長 はい。訂正がありました。そのほか質疑はありますか、議案第 65 号です、総合計画の、はい、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆吉野恭介委員長 はい。質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

◆伊藤幾子副委員長 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 はい。今回、この総合計画、第 11 次総合計画基本構想の改定ということで、私もいろいろこの基本計画の部分含めて、いろいろ意見は言わせていただいたんですけども、例えば、細かいこの事業のこういう目標がいけないとか、そういうことが改善されていないからといって、別に反対とかっていうことではなくて、そもそものこの基本構想だけが議案になってますのでね、この考え方についてなんですけど、確かにこれ読むと、もっともなことが書いてあるんですよ。使っている言葉も一般的というか、もっともなことなんですよ。でも、このたびの私、代表質問で、市長に自治体のデジタル化ということを質問をしたんですけど、これから先の時代、やっぱりそのデジタル化っていうのは、当然大事なことだし、本当に、市民にとって便利になること、本当にためになること、そういうことはどんどんやっぱり進めていくほうがいいと、私も思うんですよ。一々、役所に来ないと手続ができないっていうことではなくって、本当に市民のためになることは進めていけばいいと思うんです。

ただ、本当にこう国を挙げて、こういろいろデジタル化をしていこうという中で、私は、その市長の答弁の中で、私が懸念を抱いている、危惧を抱いているということについて、ことごとく、そんなことはないというような答弁をされたことが、逆に、私は不安に思います。

本当にこの基本構想というのは、向こう 10 年間の鳥取市がどう向かっていくのかという基本構想なので、やはり、そういう認識の下でつくられているということは、字面を見ればですよ、

すごく無難な、あまりこう突っ込みどころがないような文章だけれども、やはり、本当に初年度、迎えていこうという代表質問の後に答弁を聞いて、やっぱり私は本当に安心もできないし、より一層、そういう危機感というか、そういう不安を共有できない中で進めていこうとされることに対しては、ああ、やっぱり、これはもう本当、やっぱり賛同できないなと思いましたが、この基本構想については、反対です。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか討論ありますか。ありませんか、大丈夫ですか。はい、加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい、加嶋です。議案第65号に関しまして、この第11次鳥取市総合計画案の総合企画委員会に、私が傍聴で計4回ですかね、吉野委員長もおられたことがあったなと思いついておるところではありますけれども、執行部と委員の方が話し合う中で、ただの焼き直しにならないようにということですか、細かく提案があるのを、その都度、会を繰り返すごとに修正されてきて、このたび基本構想が答申として出された経緯を見てきた中では、民間意見といいますか、ちゃんと委員の意見を受け入れる姿勢がありまして、その点は、私、評価したいと思っており、この議案第65号については賛成の立場であります。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか討論はございませんか。はい。討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第65号鳥取市総合計画基本構想の改定についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

◆吉野恭介委員長 はい。挙手多数と認め、本案は原案のとおり可決されました。

#### 鳥取市多文化共生推進プランの策定について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 はい。じゃあ、次に進めます。報告事項に入ります。鳥取市多文化共生推進プランの策定についての説明をお願いします。

○福山博俊文化交流課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 福山課長。

○福山博俊文化交流課長 失礼します。文化交流課、福山です。それでは、報告事項ということで、資料1の1ページ～9ページになります。鳥取市多文化共生推進プランの策定についてということでありまして、若干説明をさせていただきます。

まず、このプランですが、このプラン策定の背景としましては、まず、鳥取市は10次総、それから、平成28年度につくりました鳥取市国際交流指針、これらにおいて、多文化共生のまちづくりの推進を掲げて取り組んできました。特に、平成9年度から、国際交流プラザ開設しております。ここを中心として、外国人住民の方の生活相談対応や国際理解講座の開催などをやってきておりました。この間、本市における外国人住民というのは近年増加傾向にありまして、現在は約1,500人ぐらいおられます。そういう中で、昨年度、国においては、外国人材の受入れを拡大する新たな制度がスタートしておりまして、改めて、これを機会に、日本人と外国人、日本にいる外国人を含めた住民の方々が、安心・安全に暮らせる地域社会の実現、こう

いったことに向けての具体的取組の推進、そのための具体的施策を取りまとめたものが、この多文化共生推進プランというものになります。

この策定に当たっての考え方ではありますが、実は、平成18年に、国のほうが地域における多文化共生推進プランというようなモデル、これをつくりまして、これを、地方自治体が取り組むモデルとしてくださいということで、既に策定をしておりました。それが、この今年度、改めて改定がありまして、こういったことも踏まえまして、これをモデルとしつつ、位置づけとしては、総合計画や、先ほど言いました国際交流指針、こういったものを補完するものという位置づけとして、本市における具体的な施策を取りまとめたプランということで、今回策定をしようとしているものであります。

3番の検討経過ということで、そこに記載をしております庁内のプロジェクト会議、これは、平成31年2月議会において、棕田議員さんの多文化共生に関する質問、ここが1つのスタートになっておりますが、この中で、庁内検討会議を立ち上げるということで、以降、やってきておりました。併せて、これまで外国人の方に対する支援を行ってきておられる団体等の関係者の方、あるいは、留学生さんなどを中心とした実際に今住んでおられる方との意見交換、そういったことも途中やりながらここに至っているところでもあります。

4番、プランの骨子ということで、そこにありますが、その（2）番から、改めて多文化共生の意義、なぜ多文化共生なのかということ、改めてしっかりと記載をしておく必要があるということで、その意義、そして、（3）番、取組の現状・課題、これまでの本市の取組であるとか国の動向、そういったところ、そして（4）ということで、これを踏まえた上での、基本的な考え方と施策体系、そして（5）に施策の推進ということで、一応4本柱、1つはコミュニケーション支援、2つ目に生活支援、3つ目に多文化共生の地域づくり、4つ目に多文化共生の推進体制と、そういった立てつけになっているところです。

2ページ目のほうに行きまして、体系図をそこに記載をしております。基本理念、基本目標、施策ということで、そこに記載をしておりますので、またお読み取りいただければというふうに思います。

このプランの推進体制ではありますが、6番です。このプランについては、先ほど部長からも話がありましたが、5年間のプランとしております。数値目標については、設けておりません。しかしながら、先ほど言いました、この今回策定に当たって立ち上げたプロジェクトチームを中心として、毎年進捗管理を行っていくというつもりでいるところです。

7番、これ策定に当たりまして、先般、市民政策コメントを実施しております。27件、15名の方から御意見を頂いているところです。

最後に今後の取組として、この今回頂いた政策コメントの意見等も踏まえながら、最終的にこの今のプランの案を精査をしていきます。最終的に、今年度末に策定という方向で、今進めていっているところでもあります。

3ページ目からは概要版ということで、今お話をしました部分をもう少し詳しく記載をしたものをつけておりますので、また、お読み取りいただければと思います。説明は以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。御説明をいただきました。



本件について、委員の皆様から、御質問を受けたいと思います。質問はありますか。加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい、加嶋です。当初予算等の事業にも少し関わってくる部分はあるのかもしれませんが、このたびのコロナ禍で、在住外国人の方の収入が減るような相談を、鳥取市民の方から受けたことがあります。

昨年までは、環境大学まちなかキャンパスで毎週行われていた英語村という取組に、隔週とか時折、参加をさせてもらってたんですけども、そこで一緒にになっていた外国語を指導する方々も、その集まりがなくなって、有償ボランティアのような収入がなくなってしまったことであるとか、そういった相談を、この鳥取市の市役所の交流棟に、毎週火曜日に行われている地域食堂で受け取りました。密接に関わっているんだなというところを感じております。

そして、そういう方が、私も意外だったんですけども、誰に相談をしたらいいかわからないということが言われてしまい、環境大学だったら所管の私が委員会なので当たってみますと、その場で言っても、その人たちが求めている回答はそういうことでなくて、困ってる外国の人たちがいる現状に対して、仕事が増える見通しがないからとか、どういったことができるのかというような御意見でした。

そういった方のものを、直接パブリックコメントとして出してくださいとまでは言えないんですが、この会を機に、自分が議員活動の中で得た意見ですので、1つ届けておきたいと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 質問はないですか。大丈夫ですか。はい。そのほかありますか、質疑はどうですか。

◆伊藤幾子副委員長 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 すみません。この概要版の中の5ページの下のところの現状・課題、これまでの取組のところの②のところの、外国人住民の生活支援という中の一番下の教育活動支援員というところがありますよね。こういう取組を今はされてるってことなんですけど、これが、この8ページのその推進プランの中の基本目標2の、外国人住民の生活支援というところにそのことが入ってくるんだろうなと思うんですけど、これでいくと、教育っていうのが施策②のところ当たるんですよと思って見て、これでいくと、留学生・家族等に対する支援体制の充実なんですけど、さっきのところは、私、小学校とか中学校とかを想定してまして、やっぱりそういうお子さんっていらっしゃると思うし、増えていく可能性もあるし、本人というのが決して留学生ではないと思うんですよ、小・中学生の場合。どこに入るのかなあ、もしかしたら、ここなんかあ、もうちょっと分かるようにならないかなとか思って見たんですが、これはどうでしょうね。

○福山博俊文化交流課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、福山課長。

○福山博俊文化交流課長 はい。今の伊藤議員さんの質問ですが、今言いました、外国人の方の本人さん、あるいは、その御家族の方に対する支援というのは、もうこの、おっしゃられたと

おり、施策②の、基本目標2のこの、外国人住民の生活支援の中に含めております。その中に、具体的な取組として、例としては、義務教育で必要な生活指導や、初期的な日本語指導・通訳を行う教育活動支援員の派遣、今、先ほどありましたように。あるいは、入園・就学案内の多言語化や、易しい日本語の活用。国際交流プラザで様々な相談が、留学生さん、あるいは、その御家族さんから寄せられてる中で、やはり、保育園の入所案内、あるいは学校の入学案内、そういうものの文書が非常に分かりにくくて、そういった問合せというか相談が、かなり多いということがあります。

特に、そういったところを、今後少し力を入れていかなきゃいけないのかなと思ってることで、具体的に、まず多言語化もなんですけども、1つ御紹介したいのが、易しい日本語というのがありまして、これは、要はその日本語の文書も、なるべく簡単に、簡潔に易しく記載をするという取組を今後やっていければと。これは、もう全庁的に職員の方々にも研修をさせていただいたりとか、そういう意識をつけていくということも、今後やっていきたいと思っておりますが、まずは、そういったことで、できるところからはやっていこうというふうに考えているところです。以上です。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 さっき、全庁的にこれをやっていくっていうことがあったので、いろんな分野にわたって、この多文化共生推進プランの中で、いろいろと位置づけられるんだなあと理解してるんですけど、その当事者です、小学生・中学生、本人に対する支援っていうのが、先ほどのその日本語の言葉の支援をする人を配置するということですよ。そういうことが、ちょっとこの概要版の中では読み取れなくて、もしかしたら、そういう本人に関わることは、教育委員会がつくる何かの政策、計画、そういったものにこう基本書かれてて、ここには載ってこないのかなと。その分かりやすい日本語とか、平たい言葉っていうのは、家族が、本当にその幼稚園や保育園や、あるいは、学校から配られるものが理解できるようっていう、親御さんへの配慮というかですよ。子供です、通ってる小・中学生に対する支援っていうのは、ここではなくて、やっぱり教育委員会のほうの計画のほうに出てくるのかなと、そういうことなのかなと。でも、ここで言えば、強いて言えば、さっき言われた施策②のところに入ってくるんかなとは思ったけど、なかなかちょっと、ここでは読み取れないし、さっきの具体的な事例も言われたけど、やっぱり周りの家族の方向けなのかなとも思ったので、そのすみ分けがされてるものならば、それはそれでいいし、そうでなくて、ここにも入れるっていうのであれば、ちょっと分かりやすく、本人に対する支援っていうところも、分かりやすく入れてもらえたらなと思います。

○福山博俊文化交流課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 福山課長。

○福山博俊文化交流課長 はい。御指摘ありがとうございます。今の話ですが、例えば総合計画の中では、多文化共生のまちづくりという章の中に、先ほど言いました、子供たち本人に対する支援、その部分は、教育委員会さんのほうでやるということで、それと併せて、こちらのほうの取組も併せて入れておりますので、先ほど、伊藤議員さんが言われたとおり、全庁的に取

り組む中で、上手に役割分担、あるいは一緒にやるとか、そういった形で今後やっていきたいなというふうには思っているところです。以上です。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。

◆伊藤幾子副委員長 はい。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑は。はい、石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。ちょっと確認をさせていただけたらと思います。この多文化共生推進プラン、もう少し早いうちから、こういうのができてあってもよかったのかなというふうな気はしるところではありますけども。以前から、こういう鳥取市在住の外国人の方とかっていうようなことで、各部署で、それぞれの取組はなされてきてたんだろうとは思んですけど、国際交流プラザにしたって、平成9年に開設されて、そういう国際的な受皿の部分についても取組がなされてきておったんだろうなとは思んですけども、検討経過からいきますと、令和元年の6月に、各部署の現状把握というのが、第1回からスタートしてるということの中で、今回、この推進プランとしてまとめられたっていうことは、各部署が、それぞれ今まで取り組んでいたようなことについても、体系的なものとして1つのプランとして文化交流課のほうでまとめられて、これに基づいて進めていかれるっていうことになったんだろうなというふうに思うわけですけども、まず、そういう考え方でいいのかということと、その施策の体系図の中で、今回取組を進めていかれる中で、特に、この今回のプランに当たって、新たにこういう取組、こういう施策とかいうようなことを、今後検討してやっていくんだっていうものが、今までなかったようなこととか、新しい方向性とかいうようなものがあれば、ちょっとお聞かせいただけたらと思います。

○福山博俊文化交流課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 福山課長。

○福山博俊文化交流課長 はい。文化交流課、福山です。ただいまの石田委員さんからの御質問にお答えします。

まず、1点目の御質問ですが、おっしゃられるとおりで、これまでも、先ほど申しましたように、市としては、多文化共生の取組というのはやってきておったところではありますが、先ほど申しましたように、また、情勢がまた変化をしていっています。実際、先ほど言いましたように、近年、外国人住民の方も増えているということ踏まえて、今コロナ禍で止まっていますが、恐らく、コロナの収束後は、また外国の方が日本のほうにたくさん入ってこられるんじゃないかということも見込まれております。そういったところを踏まえて、改めて、それに対する備えとか、市として備えると、準備をし、実際に取組を改めて再スタートとか、いう考え方です。このプランをつくるに当たって、先ほど言いましたように、改めて各課がどんなことをやってきたのか、やっているのかということ、もう一回再度洗い出して、みんな情報共有をします。まず、そこからスタートしまして、その取組において、どういう課題があるのか、あるいは、その現状はどうかというようなところ。そこを踏まえまして、じゃあ、これまでやってきたところに、基本的には継続する部分に、新しい取組を新たに、国の動

向とか今の現状なりを踏まえて追加していった。ですから、これまでの継続部分に、新規の部分に乗せて、改めてプランとして組立てをしたと、取りまとめをしたということでもあります。

2つ目の新規の取組はあるのかというようなことでありましたが、幾つか少し御紹介をしますと、例えば、これから、ぜひ力を入れていきたいと思っておりますのは、コミュニケーション支援の部分でいきますと、主な取組ということで、例えば、ウェブサイトによる行政情報の提供という部分でいきますと、実は既に、先ほど申しましたベトナムの方が増えているということで、既に、広報室さんのほうで対応していただいてまして、公式ホームページも、日本語、中国語、韓国語、英語、それに加えてベトナム語ということで対応ということもありますし、資料で、先ほど申しました概要版に、3ページから概要版ですが、この中に、5ページのところに、現状・課題、これまでの取組というものをつけております。これは、これまでやってきておった、市としていろんなセクションがやってきておった取組というのを、ここに幾つか紹介をさせていただいているところです。これを踏まえまして、これに、プラス新しい取組などを追加をしていってるということになります。

7ページ、施策の推進ということで、ここに幾つか事例を紹介をさせていただいているところですが、例えば、7ページの基本目標1の部分でいきますと、既に、今年度からスタートしておりますが、例えば、施策④の職員の多文化共生に関する意識の向上ということで、そこに写真があります。職員向けの語学講座、国際交流員さんによりまして、手挙げ方式で職員に対する語学講座、実際に窓口で使えるものとか、実用的な語学講座というのを開催をしました。それから、先ほど言いました市報でのダイジェスト版ということで、これに、先ほど申しましたような、このダイジェスト版というのは、この国際交流プラザのほうを通じて、お配りをしている分であります。そのほかに、先ほど言いましたホームページのベトナム語対応、そういったものも、既にスタートをしております。

8ページ目の基本目標2の外国人住民の生活支援というようなところでありますと、例えば新しい取組として、そこにちょうど記載してありますが、バス停の番号制の導入、これは、都市整備部さん、交通政策さんのほうの取組ですが、このように、やはり実際に住んでおられる方と意見交換する中で、特に、やはりバスの乗り方が分からないと、路線バスの、特にバス停とかが覚えられないというような話もありました。そういったものを踏まえまして、改めて、生活支援という中で、このバス停に番号を全部振ってですね、ですから、例えば5番線の6で降りるとか、そういった形で、こういう日常生活が、より利便性が高まるような取組も新たに今、交通政策さんのほうで進めていただいております。こういったことは、もちろん外国人の方だけじゃなくて、お年寄りの方、あるいは小さい子供さん、そういった方々にも非常に有効な施策であるというふうに、取組であるというふうに思っております。

それから、下の基本目標3ということで、これについては、従前からやっておるような部分でもありますが、引き続き、いろんな国籍の方がおられますので、その方々を講師に迎えるの講座なり、市民向けの講座なりも、開催をさせていただこうかと思っております。そのほかに、ポケトークとか、そういう翻訳機の導入とか、そういったことも既に始めておるところですし、今後は、例えば城北の日本語学校ですね、そちらのほうでおられるような方々に対して、例え

ば、引き続き、鳥取で暮らしていただけるように、企業とのマッチングとか、あるいは、留学生さんの地元企業とのマッチングとか、そういったところも、経済観光部さんと連携して一緒にやっっていこうかというふうなことも考えているところです。少し長くなりましたが以上です。

◆石田憲太郎委員 はい。

◆吉野恭介委員長 石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。分かりました。ありがとうございました。結構、人口減少で、移住定住の施策も一生懸命、施策もしている中で、そういう中には、当然、外国人の方にも提供して、居住していただくっていうことも、1つあるかと思imasるので、そういう意味からいったら、この多文化共生という、人に優しい、全ての方に優しいまちづくりといひますか、そういう整え方というのは、非常に大事なことだと思imasるので、一番最後に、プラン推進の体制で、地域社会というところに、自治会とか町内会とか様々ありますけども、しっかりと連携を取っていただいて、そういう形で、このプランに沿った目標で進めていっていただきたいなというふうに思imas。はい、意見です。

◆吉野恭介委員長 はい、そのほか。

◆秋山智博委員 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、秋山委員。

◆秋山智博委員 そもそも、このプランに、今のこれに関わる話になるかならんかは分かんませんが、私がずっと、かねてから思っておりますのは、この皆さん方に対する、外国人市民に対する権利と義務、市民権といひますか、そこら辺のことが分かるものがないのかなと思imas。

私は、多分10年ぐらい前に1回質問したことがあるんだけど、外国人市民の生活権みたいなことについて、議会でね。そこが、ちょっとよく分かんずです。ちょっと言っておる内容も、総論でぼけとるのかも分かんけれども、簡単に言ったら、税金は納めないといけんのか、納めなくてもいいのか、選挙権はあるのかないのかいふのとか、そんなことについてずね。それから、鳥取市民だったら、いろんな減免制度だとか、免除制度だとか、そういうものも、この方々にも当てはまるのか、当てはまらないのか、そういう事柄が分かるものといふのは、このプランと関連するかどうかは分かりませんが、一番思っておるのは、鳥取市民と同等の状態になってないといけんと思とるわけずして、なっとるかどうか、ちょっと、ところからまず教えていただきますでしょうか。何々がなっていないのかちゅうか、駄目な状態になっとるちゅうか、マル・バツでいくならば、何がマルで何がバツなのかといふ、そのような事柄が知りたいなあと、こう思うところです。

○福山博俊文化交流課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 福山課長。

○福山博俊文化交流課長 はい。秋山議員さんの質問にお答えします。ただいまの質問ですけれども、現在の制度は、実は、3か月以上そこに在住する場合には、住民登録をしなければならぬので、住民登録されるといふことは、もう市民といふことで、全くその外国籍であろうが、日本の国籍であろうが、市民であることには変わりはないです。

ですので、先ほど、秋山議員さん言われたように、改めてこのプランの意義になるんですけども、やはり、同じ市民の方ですので、基本的には1,500人、人口の全体の割合からすると、僅かかもしれませんが、同じ市民ですので、行政としては、同じサービスを提供しなきゃいけないというのが大原則になります。ですから、多文化共生の意義として、私がいつも言っているのは、1つは、やはりいろんな人材がおられて地域が活性化する、地域の活力が出てくるということが1つと、もう一つは、これは、行政としてやらなきゃいけない取組ですということをお願いしているところなんです。ちょっとお答えになったかどうか分かりませんが、以上です。

◆秋山智博委員 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、秋山委員。

◆秋山智博委員 例えば、ちょっと私も実態を知らんけえ、どこどこ、どこだあ、住まいを確保するときに、アパートでも何でも確保したいなというときに、鳥取市にあるのかどうか、実態は知らなきゃいけないんですけど、例えば、外国の方は入居お断りしますとか、そういうことがあってはいけんわけです、例えば、そういうふうなことに対しての鳥取市の対応みたいなことは、何かあるんですかいな。

○福山博俊文化交流課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 福山課長。

○福山博俊文化交流課長 はい。ただいまの秋山議員さんの質問にお答えします。私どもも、全てその現状を把握し切れているわけではありませんが、例えば市営住宅、当然これは、そういった外国人だから駄目とかそういったことはありません。同じ条件になります。

ただ、民間さんとか、そういったところで、そういった事案が、我々のほうには、なかなか相談来てないんですけども、そういった事案がひょっとしたらあるのもしれません。これは、もうもちろん、外国人の方だけじゃなくて、例えば高齢者とか、障害のある方とか、全てに通じることだとあるんですけども、残念ながら、ちょっとその辺りはなかなか把握ができておりません。以上です。

◆秋山智博委員 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、秋山委員。

◆秋山智博委員 はい。希望です。何が保障されとって、何が不完全な状態にあるのかということが分かるものはないのかなど。これも希望です。

◆吉野恭介委員長 はい。ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。質疑はなしと認めます。

#### 市民会館等文化施設のあり方に関する検討について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 続きまして、市民会館等文化施設の在り方に関する検討についての御説明をお願いします。

○福山博俊文化交流課長 はい、委員長。

◆吉野恭介委員長 福山課長。

○福山博俊文化交流課長 はい。文化交流課、福山です。続きまして、報告事項ということで、市民会館等文化施設の在り方検討についての進捗状況ということで、報告をさせていただきます。この検討については、平成31年2月を皮切りに、この2年間、庁内の関係課課長で構成するプロジェクトチームで、研究会的に議論を進めているところであります。

まず、1番ですが、この検討の背景なんですが、先ほどから話も出ておりましたが、市有文化施設の老朽化、特に、具体的には市民会館、あるいは福祉文化会館なり、あるいは、公共施設の総量縮減の取組、これは、市の公共施設の再配置基本計画に基づく取組であります。そのほか、そこに記載をしておるような部分が、この検討の背景には、こういった部分があります。最後に、その5番の、併せて市議会からの指摘ということで、これは、市議会の特別委員会のほうからの報告の中で、庁舎跡地の検討のほかに、この文化施設の在り方についても検討が必要であるという御指摘をいただいたと、そういったこともありました。

そして、2番、庁内会議の構成については、そこに記載をしておるとおりです。

3番は、検討の趣旨ということで、市民会館を含めた文化施設等の在り方に関する基本的な方向性、それと、具体的な方策、こういったことを取りまとめていきたいということであります。

検討経過としては、先ほど言いましたように、平成31年2月から、そこに記載をしておるとおり、回数を重ねておるところであります。

そして、5これまでの検討のまとめということで、別紙ということで、次のページに記載をしておるところです。概略ということで記載をしておりますが、少し説明をさせていただきます。

まず、第一にこの議論、この研究を進める中で、検討を進める中で、まず、文化施設を取り巻く現状・課題はどうかということについて検討をしました。その中で、そこに9つほど上げておりますが、人口減少・少子高齢化の進行であるとか、先ほど言いました公共施設の再配置計画に基づく施設の総量縮減の推進なりと。あるいは、市民会館をはじめとする文化施設の老朽化、それから、まちづくりの部分でいくと、多極ネットワーク型のコンパクトなまちづくりの推進、そういったことが、この文化施設の検討をする上での取り巻く、一応現状・課題であるかなということであります。

そして、2つ目ですが、こういった現状・課題等を洗い出して情報を共有する中で、じゃ、この現状・課題を踏まえて、どういう基本的な考え方・方向性で向かうべきなのかということで、そこに、5つほど記載をしております。これについては、12月議会、あるいは、今回の2月議会なりで答弁をさせていただいた部分でもあります。1つ目には、統廃合・複合化による総量の削減、2つ目に、全市的な観点による再配置、3つ目に、市有以外の施設も含めた機能分担による効率化、4つ目に、バリアフリーに配慮した施設整備・運営、最後に、民間資金やノウハウの活用による施設整備・運営といったところであります。こういったところが、基本的な方向性としてよいのではないかというようなことであります。

そして、3番です。文化施設の現状・課題（中心拠点エリア）という書き方をしております。実は、先ほどの基本的な方向性を議論する中で、市域が広い鳥取市の中で、やはり、エリアご

とに検討をしていくべきではないかということが出てきました。というのは、なかなか、ふだんの活動は、文化芸術活動の実態を見ますと、やはり、基本的には近いエリアでやっておられるのが、主な活動としては、地区公民館とか、あるいは、新市域でいけばコミュニティー施設、コミュニティーセンターですね、そういうところでやっておられるということで、なかなか、例えば、佐治から市民会館なり文化ホールに来て、フリーの活動をするっていうのは、なかなか、やはり現実的ではないなど。やはり、ほどよい距離のエリアごとに、この施設の在り方を考えることが得策だろうというような話になりました。そういう中で、このたびは、この中心拠点エリア、この中心拠点エリアというのは、中心拠点というのは、先ほども言いました、都市計画マスタープランの考え方、中心拠点と地域生活拠点、こういった考え方を踏まえているところですが、まずは、中心拠点エリアについて検討を、在り方を検討してはどうかと。やはり、各新市域エリアも、いろいろ現状を見ますと、それぞれのところで、施設の在り方を考えていかなきゃいけない現状がいろいろあります。コミュニティーセンターが老朽化しておるとか、あるいは、地区公民館が老朽化しておるとか、ですから、そのエリアで施設をどうするかというのを、エリアごとに考えたほうが得策ではないかという考え方で、今まとまっているところです。

その中で、改めてその中心拠点エリアの施設の現状はどうかということで、そこに該当施設ということで上げておりますが、市民会館、文化センター・文化ホール、福祉文化会館ということで上げておられます。この該当施設の考え方は、公共施設の再配置基本計画の中で、ホールという位置づけ、部類に分類されている施設が幾つかあります。その中で、基本的に貸し館をメインにしておる施設をここに記載をしているところです。改めて、市民会館が昭和42年、53年経過しています。それから、文化センターが昭和57年、それに文化ホールが昭和55年、福祉文化会館が昭和48年、いずれも40年近くから50年が経過しているという状況であります。

改めて、その現状・課題をそこに表をつけておりますが、4つの観点から現状・課題というのを洗い出しております。まず、建物・設備でいきますと、先ほどから言っていますように、開館から40年～50年余りが経過しておって、老朽化が進行しとると。福文・文化ホールについては、耐震強度も不足をしているということ。現状のまま各施設を使い続ける場合は、耐震改修、設備更新、指定管理料を含めて多額の費用を要する。一方で、建物躯体の老朽化は解決されないと。そのほか、各施設とも、やはり古い施設ですので、バリアフリーの対策がなかなか、やっておられるんですけども、構造上もう限界というようなこともありますし、やはり、団体の方からあるのは、使い勝手の悪さ、あるいは、もうこれはいつも言われますが、駐車場の不足、そういったことが指摘をされておると。

それから、機能面でいきますと、施設全体として、文化ホール500人ですね、それから市民会館900人、こういったホール機能、あるいは、会議スペース、練習スペース、展示、団体活動スペース、そういった機能が全体としてはあります。ただ、展示スペースについては、現在の市民美術展クラスの展示には、なかなか対応できる自前の施設がないということで、今は、県博さんにお世話になっておるといことであります。それから、ホールとしては、音響性能



が不十分であるという指摘は、以前から音楽関係者なり、舞台関係者のほうから出ているということもあります。

それから、利用実態ですが、各施設の利用者数としては、過去10年間平均を見ますと、大体、年間4万～6万人、その中で、ホールの稼働率は、市民会館ホール、文化ホールとも大体5割程度です。その中で、直近で見ますと、例えば500人規模、あるいは900人規模でも、8割程度は、もう300人以下の催しになっているという状況のことが見えてきました。それから、練習スペースの稼働率は高い、七、八割台と。これは、具体的に言いますと、文化ホールの地下に練習スペースがあります。今、コロナで、なかなか地下ですので、なかなかちょっと利用が難しいというのはあるんですけども、ここは、かなりニーズが高いようです。一方、福祉文化会館の稼働率というのは、かなり低くなっているというようなこともあります。

最後に、まちづくりということで、各施設とも一定の集客があるんですが、やはり、機能性としては、貸しホール、貸し部屋ということで、催事の規模・件数によって、かなり変動があるということです。周辺地域の恒常的なにぎわいの創出までには、なかなか至っていないということでもあります。

先ほど言いました利用実態で10年間の傾向を見ようとしたんですが、やはり年ごとに、かなり上下動がありまして、なかなか全体の増加傾向と減少傾向というのが一概に言えないというのも分かってきました。そういったことで、こういった中心拠点エリアの該当、先ほど言いましたような施設について、現状・課題を改めて洗い出しを行いました。

その上で、最後のページですが、文化施設の在り方検討を進めるに当たってということで、1つ少しまとめてみまして、やはり、この検討を進めるに当たっては、主なものとして4つほど、諸条件っていうのがあるんじゃないかなと。1つは構想・計画、2つ目に財源、そして3つ目に関係者との調整、4つ目に、何といたっても市民の理解、このほかにもいろいろありますが、こういった諸条件が整わなければ、この検討はなかなか進められないだろうと。こうしたことを考えると、相当な時間を要することが見込まれるかなという感触を持っているところです。一方で、やはり先ほどから言ってますように、既存の文化施設の老朽化というのは、年々着実に進行をしているところでありまして、やはり、耐震対策とか、利用者の安全確保の面、あるいは修繕・維持管理費などの負担抑制の面、そういったことから、可能な限り早期に、やはり検討していかなきゃならないのであろうというふうに考えています。

よって、当面は、既存の施設を管理運営をする中で、緊急性、あるいは重大なトラブル、そういったことに、必要最小限度の範囲で対応をしつつ、これと並行して、やはり中期的な取組ということで、先ほど申しましたような必要となる条件整備を、着実に進めていかなければならないのであろうということで、先ほどから言っています、その庁内会議の中では、これまでの検討の中で、現時点において、ここまでの整備をできたところでもあります。

それで、今後、今言った部分を踏まえて、じゃあ、具体的にどうしていくのかという部分は、これから引き続き検討を進めていければというふうに考えているところです。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。御説明いただきました。

本件について、委員の皆様から御質問等はございますか。ありませんか。

◆石田憲太郎委員 はい。ちょっと1つだけ。

◆吉野恭介委員長 はい、石田委員。

◆石田憲太郎委員 すみません。この文化施設の在り方検討を進めるに当たってというところで、構想・計画に関して、外部委員を含む検討組織を設置という、この検討組織というのはどういう構成というのか、さっき総務部のときに、ファシリティマネジメントの推進事業の中で、ここにも、何か外部専門委員会というものを設けて、取組を検討していくというのがあったんですけども、これとは全く別のものなんでしょうか。ちょっと1つそれ聞かせてください。

◆吉野恭介委員長 福山課長。

○福山博俊文化交流課長 文化交流課、福山です。ただいまの石田議員さんの質問にお答えしますが、ここで言うております外部の方が入った検討委員会、そういったことは、全くまだ、この時点では単なるイメージというか、はい、具体的なものではありません。

ただ、進めるに当たっては、当然外部の方、専門家、あるいは市民の方、やはり、今実際に活動をやっておられる方、そういった方々の意見を聴きながらやっていかなきゃいけないので、そういったことは必要であろうということでありまして、具体的に、いつか、メンバーとか、そういったものは、まだ全く未定であります。ですので、先ほどありました総務部との取組とは、また別のことになります。

◆石田憲太郎委員 分かりました。

◆吉野恭介委員長 はい、加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい、加嶋です。では、お尋ねします。具体的なスケジュールであったり、内容が決まるのは、令和3年度中なのでしょうか。お尋ねします。

○福山博俊文化交流課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 福山課長。

○福山博俊文化交流課長 はい。現時点では、何とも全くの未定ということであります。具体的なことで、どういうやり方がいいのかなという話は、少しは、中では出てますが、全くまとまった状況でもありませんし、全く議論が深まっている状況でもないということであります。以上です。

◆吉野恭介委員長 加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい。お答えいただきました。この総務企画委員会の中では、私と吉野委員長が、特別委員会の委員でもあります。そして、その中での発言の件も、重々承知しているんですけども、もうこの求められる、跡地に求められるような機能というのは、大体絞り込まれてきそうな時期で、また、次に、どういった施設をというものが、1年間かけて話されるものの、後追いになるように、今聞こえてまいりますので、非常に、この文化施設の在り方というのは、上杉議員の対応調書も、まだ4年の期限内で残っておりますし、関わってくるのはと、私は思っております。なので、その総務企画委員会の案件でもあるし、特別委員会の案件でもあるというか、すごく関わりのある部分だと思いますから、ちょっと委員会も、横断してますし、その点を、スケジュール感をどちらの委員会で示すのか、両方の整合性が合うような検討を、

検討というか、施策の決定をしてはと思いますが、その点、課長は、どのようにお考になるでしょうか。

◆吉野恭介委員長 はい、高橋部長。

○高橋義幸企画推進部長 はい。特別委員会のほうにも関係しますので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。特別委員会のほうで、今年度中に活用策ではなくて機能を、ある程度絞り込んでいくということ、これは、やっていくということなんですけれども、この文化施設のものは、それと並行してやっていきますっていうことは、これは以前にもお話をさせてもらっていると思います。ただ、ありきで並行していくということではなくて、文化施設は文化施設で検討していくと。今、現段階では、あくまでも庁内の職員のレベルですけれども、この12ページの4番のような格好で、これから検討を進めていくべきだろうということまで、今、庁内でまとめさせていただいたということです。

ですから、次にさせていただくのは、ここの①であったりとか、③であったりとか、④であったり、いわゆる外部の委員と、先ほど出ました委員との意見、それから、関係者の調整とか市民の理解を得ていく必要、そうした上で、市の案を出していくということになってくると思います。ですから、それはそれで、跡地のほうが、仮に、こういったものということになれば、それと併せてやっていかないといけないだろうし、跡地のほうが、この文化施設ではない別のものをということになれば、これはこれで、粛々と進めていくということになろうと思います。ですから、並行しながら、そこはお互いに、こうペースを見ながらやっていくということになろうかと思えます。ですから、我々今、現段階で、あそこにこれありきということで進めているのではなくて、あくまでも、文化施設は文化施設で、どうあるべきかということで、今後、4番のような方式というか、4番のような手順を踏んでやっていくことが必要なんじゃないかということで、職員の中で意見をまとめたという状況です。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。

◆加嶋辰史委員 はい。

◆吉野恭介委員長 そのほか質問ありますか。はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 今、研究会的に、課長が集まっているいろいろ話をされてるということで、スケジュール的なものはないっていうことだったんですけど、私が考えるに、課長さんたちが集まってる研究会的なもので、何かしらの考え方なり、何かしらのものができました。そうすると、次は、部長が入ったような何か組織で、それがままれていくのかなって思ってるんですね、イメージ的に。いきなり、その課長さんたちの集まりのものが、じゃあ次、じゃあ外部の検討委員会つくりましょうとか、先ほど、部長が言われたようなことには、多分行かないんだろうなあとあって。とすると、この今やられてる課長が集まった研究会的な庁内会議の最終的な目標といいますか、こういうところまで、皆さんちょっと考えてくださいねって言われてる、この会議のゴールみたいなものが、いまいち分からなくて、何かこの読んだところでこう進めるに当たってって、①～④までこう書かれてるんだけど、まだこれ、途中段階の報告だから、じゃあ、もっとさらに突っ込んだようなことまで、その今の庁内会議で議論されていくっていうことなのかなあと、ちょっと勝手に思ったりしてるんですが、その辺りどうですか。

○福山博俊文化交流課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 福山課長。

○福山博俊文化交流課長 はい。文化交流課、福山です。ただいまの伊藤議員さんからの御質問ですけれども、10ページの進捗状況の、先ほどの資料の検討の趣旨というところに、先ほど少しお話ししましたが、文化施設の在り方の基本的な方向性と具体的な方策を取りまとめると、一応こういった目標は掲げているところです。ですので、最終的には、あくまでも、これはたたき台として、我々が行政のプロとして、市民の皆さんにお示しをしていかなきゃいけないんですが、もう、そのもう前段も前段、本当にまず市内で、市としての方針をつくっていく上での本当の一番下のところという理解で、我々は進めているところです。

ですので、引き続き、検討をやっていく中で、じゃあ、どのタイミングで、先ほど伊藤議員さん言われましたように、各部長さんのレベルに、じゃあ上げていくのかとか、あるいは、どの時点で部長さんから、それこそ市長・副市長のレベルに上げていくのかとか、そういったところは、当然これまでも報告はしておりますが、よし、これが市の方針だということまで行くのには、まだ道のりはあるのかなというふうに思いながら、検討をしているところです。答えになってますでしょうか。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 はい。基本的方向性と具体的方策ってということなので、あんまりイメージが湧かないんですけど、正直イメージが湧かないんですけど、ただ、なぜそれを聞いたかっていうと、何ていうか、大体仕事出すときって、委託に出したりするとき、成果物って、こういう報告書を作ってくださいとか、こんな計画つくってくださいとかって出しますよね。これ、何をゴールに話し合いをされているのかなあと。そこがはっきりしないと、やる側も何か、何かすごいやりにくいんじゃないかなと思って、それで聞いたんですけど、うん。だから、こう期限が決まってるものでもないですから、そこは追われることがないというふうに理解をして、ただ、本当に、相談をされてる中で、こう何か、どこまでのものを自分たちが考えてまとめればいいのかっていう姿が、課長さんたちに分かってるんだったらいいんですけど、ちょっと私はこの説明聞いてて、ちょっとその辺、ちょっとイメージができなかったもので聞かせていただきました。はい、いいです。

○高橋義幸企画推進部長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、高橋部長。

○高橋義幸企画推進部長 はい。十分なお答えになるかどうかは分かりませんが、ここにあるように、これから、その方針というか、これ、部長の会で決めていくというようなものでもありません。というのが、きちっと組織立って何か大きな会があって、その下部組織として、今回の課長のこの会があるという、そういったものではなくて、関係するところの課長が集まって、意見を取りまとめているという状況であります。ですから、もちろん、部長たちへの説明というのは、どこかの時点ではやるわけなんですけれども、決めていくのは担当課であったり、担当部と市長とが議論して決めていくということにはなっていくのかなというふうには思います。

そして、また、これから市民の方とかの意見をもらったりなんかする場面も出てこようかと思えます。そうしたときに、じゃあ、庁内で関係課の意見はどうだろうなというときに、またこういった会で意見を伺うと、聴くというか、それで、市としての意見の方向性出していく、その参考にしていく、そういった流れですので、これから段階的に、こう何か手順を踏んで決定していくというようなどころではないということです。はい。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。

◆伊藤幾子副委員長 ちょっといいですか。

◆吉野恭介委員長 はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 部長の言われることは分かりました。とにかく、本当にいろんな課題がある中で、いろんな意味で、いろんな課題がある中で、やっぱりそこは、本当に今、担当されている課長たちが、それぞれ本当にちゃんとしっかりと意見を出し合って、しっかりと考えていていただきたいなということです。はい、以上です。

◆吉野恭介委員長 はい、秋山委員。

◆秋山智博委員 はい。私も詳細なことが分からないので、間違っと思ったらいけんですけど、これ今、4つの建物の話になっておりますが、私は、話の順番としては、一番危険度の高いものから、どうするだいやと、するがええなと私は思います。だとするならば、例えばこの福祉文化会館。さっき課長から年度を聞いたら昭和48年、耐震がどうなってるかってことも教えてほしいけども、そういう危険度、それから利用状況、特に福文、福祉文化会館にちょっと重点を置いて質問したいけど、危険度も高い、それから、利用度もさほどでない、仮には、利用されとる内容が、ほかの会館でも代替えができる。いろいろなこととして、今、福祉文化会館が、必要な存在ではないなっちなことの濃度が高かったら、まず最初に、この建物からどうするのかというところから話を進めていけば、順々に具体化していくんじゃないかなと、こう私は思います。これ提案をしたいと思いますが、まず、その危険度からはどうでしょうか。

○福山博俊文化交流課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、福山課長。

○福山博俊文化交流課長 はい。文化交流課、福山です。秋山議員さんの質問にお答えしますが、まず、福祉文化会館ですが、私どもが担当課から、所管する生涯学習・スポーツ課のほうから聞いておる分では、I s値では0.29というふうに聞いております。それで、耐震としては、基準を満たしていないと。0.6でしたかね、たしか、はい、というのが現状です。

2つ目に、まずはその危険度の高いところ、利用度の低いところからという御意見だったんですが、いろいろ考え方はあると思います。まず急ぐところから、そこからやるべきだというもの、やはり全体を見て、どういうんでしょうか、こう全体を見て、こう進め方を組み立てると、立てつけを考えるとという方もあると思いますので、まさに、そういったところも含めて、先ほど言いましたように、引き続き、関係課で議論をしていきたいなというふうには思っているところです。ただ、我々としても、福祉文化会館が、一番こうして見ていると危険性とか、まずもって利用者の安全確保ができないという部分は問題だなというのは、問題意識としては、この議論をする中で持っているところです。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい、秋山委員。

◆秋山智博委員 利用度と代替えはできる状態なのかどうかは、どうでしょうか。

◆吉野恭介委員長 福山課長。

○福山博俊文化交流課長 はい。ただいまの質問ですけれども、実は、福祉文化会館自体が、御存じのように、一般貸室として利用していただいている部分もありますが、かなり実は、例えば法テラスとか、あるいは、開発公社さんとか、そういったいわゆるテナントさんの事務所として活用されているという実態もあります。そういったことで、今、秋山委員さんからありましたように、代替えが利くのかという部分は、一般の方の利用は、例えばどこかで利くかもしれない、けれど、このテナントさんを、代替えはどこかということになると、なかなか一筋縄にはいかないというのが、先ほどのこのメンバーの議論の中では出ているところでして、です。そういったことも交えながら、本当にいろんな話をしているところです。以上です。

◆吉野恭介委員長 秋山委員。

◆秋山智博委員 ちょっとあんまり、聞いてもいけないと思うんですが、そのテナントの人たちに、移動が難しいというのがちょっとよく分からんのですが、この福祉文化会館は、修繕費やあはかかったりはしとるのかどうなのか、あるいは、今後発生することになったりしないのかどうかも思うところですが、何せ、私は、もう危険なものは、もう早く解体するがええなっていうのはいつも思います。今の旧庁舎なんかも、かなり解体までには年数がかかってしまったので。もう、たまたま2年か3年前の中部地震ときは、鳥取市は震度何ぼあったのかな、震度4強ぐらいかな、5弱かな。たまたまどの建物も影響がなかった感じでよかったけれども、あれが震度6、どの程度の震度がくれば、もう、ひびが入ったり、倒壊っちゃうことになったらいけないんだけど、そこら辺はどんなでしょうな。震度何ぼだったら、もう倒壊しますかいな。

◆加嶋辰史委員 委員長。

◆吉野恭介委員長 加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい。委員間討議です。秋山委員、その何度、震度幾つぐらいだったら壊れるだろうというのは、専門家でないの、今すぐに意見が求めないのかもしれませんが、福祉文化会館自体が、100%鳥取市の持ち物でないということも、今まで遅れてきているのの影響に1つはあると思います。あとは、中心市街地については、大切な期日前投票の場所であったりもして、臨時的かもしれませんが、そういった機能も持ち合わせているような場所です。もう少し言うと、小学校区の3つの境目にありまして、その地域間交流の場としても長年意味をなしてきて、いまだに使用がなされているというような場所であったりもします。

すみません。委員間討議というのは、私が意見するのもあれですけど、その震度幾つで壊れてしまうというような質疑をされて、その答えが出てくると、地域住民としては要らぬ心配も与えるかなと思いますので、その質疑については、ちょっとこの場ではどうかなというところ

◆吉野恭介委員長 執行部、お答えありますか。

○高橋義幸企画推進部長 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、高橋部長。

○高橋義幸企画推進部長 はい。我々で今、お答えできるのは、I s 値が0.29で、0.6が一応耐震基準であるというところしか、ちょっとお答えできなくて。震度なら幾つあったら倒壊するかとか、ひびが入るとか、そういったことについては、私どもは情報といたしますか、そういったものは、持ち合わせておりません。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。

◆秋山智博委員 うん、はい。

◆吉野恭介委員長 秋山委員。

◆秋山智博委員 はい。この建物に限らんです。どの公共施設も、耐震化されてないものについては、そういうことは、ある程度、私は、数字としては出せる努力せないけんじやないかなと思いますかね。これほど災害対策だとか、強靱化対策だって、あるいは、昨日でも、3.11から10年だと。何を我々は教訓として前進さすだいなあ。もう、それを思うなあということだけ、感想だけ、述べさせてもらいます。

もう一点、わしがつたいないなあと思ったのは、旧庁舎ですね、市役所の。数年前に、壁がはぐれだかして何百万円だかの修繕費がかかりました。ということで、解体までの期間がこう長引くといいますか、時間がかかればかかるほど、維持修繕費という、つたいないお金が発生するという、そういうことは、様々に私は考えていかないといけんなど、このことを思うので、意見として述べたいと思います。

○福山博俊文化交流課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、福山課長。

○福山博俊文化交流課長 はい。ただいま秋山議員さんの御意見頂きました。我々としても、先ほどから何回も言ってますが、議論する中で、やはり当然、何ですかね、実際に、例えば福祉文化会館なんかも非常に老朽化している中で、これをずっと維持するとすれば、当然いろんなところが傷んできます。当然、どこか故障が発生します。1つは、今この議論の中で課題となって見えてきたのは、やはり古い、設備も古いですので、交換修理の部品がないとか、市民会館もそうなんですけど、そういった状態があります。ということは、修繕費も、本ならこれだけ済むのが、これだけかかるという、これだけって、さらに多額の修繕がかかるというようなことも、やはり問題意識としては持つておかなきゃいけないですし、当然、先ほど言いましたように、仮に、その建物を閉館した場合も、後も、やはり、そういった維持費っていうのがかかってくると。そういったものも踏まえて議論をしておりますし、もう一つ、先ほど秋山議員さん言われたように、仮に、福祉文化会館を閉館するとすれば、さっき加嶋議員さんからありましたが、いろんなことが発生してくると。ただ、全部を全部洗い出しまではできていません。当然、危険だから、すぐ壊すといっても、先ほど秋山議員さん言われたように代替えができるのかどうか。ただ、代替えができて、先ほどありました地域の方々にとって、ここはどういう位置づけなのかとか、いろんなことがありますので、1つのことをしようと思う前に、かなり慎重に議論、想定をしながらやっていく必要があるかなというふうに思ってますので、

そういったことも含めて、引き続き、関係課長で議論をしていこうというふうには思っているところです。以上です。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。

◆秋山智博委員 はい。

◆吉野恭介委員長 はい。

◆伊藤幾子副委員長 じゃあ、はい。

◆吉野恭介委員長 はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 ちょっと私、何げに聞いていたんですけど、事務局が文化交流課なので、私たち報告聞いてるんだなと思ったんですけど、福祉文化会館は、所管が教育委員会ですよ。ってなると、文教経済委員会でも、これの報告はされるんでしょうか。

○福山博俊文化交流課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 福山課長。

○福山博俊文化交流課長 はい。私どもには、文教の委員会のほうで報告するという話は聞いておりません。以上です。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 今、話題に上ったのが福祉文化会館ですよ。所管は、私たちではないので、あれがどうのこうの、あの建物の役割がどうのこうのは、やっぱり文教経済委員会がしっかりとそこはされる場所だなあと聞きながら聞いてて、何かせつかくこの横断的にいろんな部署の課長が集まって話をしてるわけなので、少なくとも、ここに上がってる施設がありますよね、この所管があるところには、これ、同じ報告をしとかなないと、ちょっと何かよくないかなという気はしますので、お願いします。

○高橋義幸企画推進部長 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、高橋部長。

○高橋義幸企画推進部長 はい。具体的に、この施設の行く方向といいますか、どう扱うかとか、その辺が決まるとか、あるいは、意見を伺わないということになれば、それぞれの所管の委員会での報告が必要であろうと、当然必要だろうと思います。現段階は、文化施設の在り方の、しかも4番の、これからどうやって進めていくかというところの取りまとめをさせてもらって、その御報告ということですので、総務企画の我々の文化施設という観点から、こちらで報告をさせていただいたということでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。

◆伊藤幾子副委員長 もう一ついいですか。

◆吉野恭介委員長 はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 これ、本当に老婆心で言っていることでして、つつい、この中身、中身というか、建物の、福祉文化会館の建物の中身の話に入っちゃったもんなので、この委員会でも、でも、本来は、そうではないんじゃないのかなというふうに思いましたので、だから、どこで報告するかっていうのは、執行部が当然考えられることだから、それは分かります。だから、今後必要があれば、それはあっちやこっちやと、よろしくお願いします。



◆吉野恭介委員長 はい。よろしいですか。はい。質疑は、じゃあ終結ということにさせていただきます。

○渡邊大輔企画推進部次長兼政策企画課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、渡邊次長。

○渡邊大輔企画推進部次長兼政策企画課長 はい。ありがとうございます。本日、前回の3月1日の本総務企画委員会のほうで、鳥取市シティセールス戦略の改定について御報告をさせていただきました。そのときの資料が、一部ちょっと訂正がございますので、今日お配りさせていただいております、この訂正を御報告させていただきたいと思っております。

◆吉野恭介委員長 はい、お願いします。

○渡邊大輔企画推進部次長兼政策企画課長 はい。3月1日の報告で訂正がございました。まずもって申し訳ございませんでした。前回の資料の作成のときに、少し分かりにくい表現であるとか、少し訂正がございました。まずもって委員会の資料というところで、しっかりとした資料を作らせていただかないといけないところを、こういったことになったところをおわびを申し上げます。大変失礼いたしました。訂正ということで、御報告をさせていただきます。赤い文字で書いてあるところが、訂正をさせていただきたいと思っておるところでございます。

まず、3の表でございますが、基準値というところで、(H29年)ってあったもの、これが全ての基準がH29、平成29年の基準というふうに誤解を招く表現かなというところでございますので、これは、現行の戦略(H29年)、平成29年度というところに変えさせていただきます。平成29年度に作成した鳥取市シティセールス戦略での目標値ということでございます。各項目のところ、基準値がつくられた、この数値が出てきた年度というのを書かせていただいております。赤字で修正をさせていただいております。御確認くださいませ。

それと、地域魅力度でございますが、令和1年の実績値184位ということに書いてありましたが、181位の間違いです。これは、我々の転記ミスというところで、大変失礼いたしました。

それから、年間観光入り込み客数、こちらのほうも、310万人のところ、転記が少し間違っておったところございましたので、これは、令和7年度の目標というところでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい、質問ありますか。

◆石田憲太郎委員 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。すみません、ちょっと先ほど、先走って別のところで聞こうとしてしまいました。すみません、その表の中の延べ移住者数、一番下の部分ですけども、これの改定案のところの基準値が359人、括弧、令和1年度となっていて、現行の戦略と改定、左と右を比較したときに、ほかの項目と、ちょっとここがですね、ここだけ何か違うなというふうに、ちょっと違和感を感じまして、ここは何で、現行の戦略のほうでは2,066人、平成28年、それが実績として3,427とか、目標が3,700とかいうことになっているんですけども、改定のほうについては359人、これ令和1年、単年度の数なんだろうと思うんですけども、こういう表現にされたのがちょっと分かりにくいけど、その辺りについては、どういうふうな表現で、

何でこんな表現になったのかっていうことが、まず1点と、すみません、もう一つ、市民愛着度のところの実績に関する考察のところの文言に、相対的に30代が低い、こういった世代に向けて、より分かりやすい取組を行うことで、さらに高い成果が見込まれるというふうに考察されています。それで、改定のほうでは、目標、令和元年度61.5%から65%の目標にということになっておりますが、例えば、具体的に、この考察されています30代が低いからということで、この世代に向けて、例えば何か具体的に、この辺りについてどういうふうな具体的な施策を打っていかうととられるような、そういうものを持っていらっしゃるのかどうか、ちょっとそういうところが、もしあれば、お聞きしたいと思います。

◆吉野恭介委員長 渡邊次長。

○渡邊大輔企画推進部次長兼政策企画課長 はい。政策企画課、渡邊でございます。石田委員の御質問にお答えいたします。まず1点目、延べ移住者数の件でございます。おっしゃられるとおりで、少しちょっと分かりにくい戦略、目標の設定の仕方になっております。基準、現行の戦略の基準値のほうですが、2,066人とあります。これは、平成18年6月から移住定住の窓口を設置してから、平成28年12月までの延べの移住者数でございます。2,066人だったものを、目標、令和2年には3,700人にするという目標でございます。このたび、改定は、このたびは、第11次の総合計画を改定させていただいておりますので、第11次の総合計画に合わせて、同じ目標という形で書かさせていただいております。第11次の総合計画の目標では、移住者数の目標が延べという形ではなくって、令和元年度が359人であったということで、それを基準に、目標5年間で2,400人の移住者を達成させるという目標に変わっておりますので、こちらに合わせさせていただいたというところでございます。

それと、もう一点、市民愛着度、相対的に30代が低いというようなことが書いてあるということでございます。このたび、この計画を改定するに当たりまして、この計画の中に推進する事業といいますか、方針というところがございます。そちらのほうで、今後こういったものを、どういった観点で事業を進めていけば改善できるのかという、具体的な施策という、進むような取組というものを、今後検討させていただくようにしてございまして、それを早いうちに、来年度、早いうちにということで考えておりますので、またそういったところで、打ち出しをさせていただきたいなと考えておるところでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。石田委員、よろしいですか。

◆石田憲太郎委員 いいです、はい。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほかありますか。はい。じゃあ、質疑を終わりといたします。

次に参ります。それでは、総務企画委員会を終了して、予算審査特別委員会総務企画分科会を開催いたします。

予算審査特別委員会総務企画分科会に切替え 午後3時31分 閉会

# 令和3年2月定例会

## 総務企画委員会・予算審査特別委員会総務企画分科会

日時：令和3年3月12日（金）

10:00～

場所：本庁舎7階第1委員会室

### 総務部・危機管理部

#### 《総務企画委員会》

#### ◎議案【先議分以外：質疑・討論・採決】

- 議案第44号 鳥取市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第46号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
- 議案第47号 鳥取市行政財産使用料条例の一部改正について
- 議案第58号 鳥取市被災者住宅再建等支援条例の一部改正について
- 議案第63号 鳥取市職員の特殊勤務手当に関する条例及び鳥取市新型コロナウイルス感染症緊急対策基金条例の一部改正について
- 議案第64号 包括外部監査契約の締結について

#### ◎報告

- ・【企業版ふるさと納税】の募集について（資産活用推進課）

#### 《予算審査特別委員会総務企画分科会》

#### ◎議案【予算審査分：質疑】

- 議案第4号 令和3年度鳥取市一般会計予算【所管に属する部分】
- 議案第9号 令和3年度鳥取市住宅新築資金等貸付事業費特別会計予算
- 議案第10号 令和3年度鳥取市土地取得費特別会計予算
- 議案第13号 令和3年度鳥取市財産区管理事業費特別会計予算

↓続きます↓

**企画推進部**

-----《総務企画委員会》-----

◎議案【先議分以外：質疑・討論・採決】

議案第 45 号 鳥取市総合企画委員会条例の一部改正について

議案第 65 号 鳥取市総合計画基本構想の改定について

◎報告

- ・鳥取市多文化共生推進プランの策定について（文化交流課）
- ・市民会館等文化施設のあり方に関する検討について（文化交流課）

-----《予算審査特別委員会総務企画分科会》-----

◎議案【予算審査分：質疑】

議案第 4 号 令和 3 年度鳥取市一般会計予算【所管に属する部分】

-----《総務企画委員会》-----

**監査委員**・**選挙管理委員会**・**出納室**・**市議会**

-----《予算審査特別委員会総務企画分科会》-----

◎議案【予算審査分：質疑】

議案第 4 号 令和 3 年度鳥取市一般会計予算【所管に属する部分】